

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令新旧対照条文  
 ○ 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録申請書の經由）</p> <p>第三条 法第二条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本、前条第二項の検査書並びに再登録の申請の場合における登録票は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を經由して提出することができる。</p> <p>（登録の申請に係る検査）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 センターは、法第二条第三項の規定による検査を行ったときは、遅滞なく、別記様式第二号の二の検査結果報告書により、当該検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>（登録票の交付の經由）</p> <p>第三条の三 法第二条第三項の規定による登録票の交付は、センターを經由して行うものとする。</p> <p>（地位を承継した者の届出手続）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出は、センターを經由して行うことができる。</p> <p>3 法第五条の二第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを經由して行うものとする。</p>	<p>（登録申請書の經由）</p> <p>第三条 法第二条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本、前条第二項の検査書並びに再登録の申請の場合における登録票は、独立行政法人農薬検査所（以下「検査所」という。）を經由して提出することができる。</p> <p>（登録の申請に係る検査）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 検査所は、法第二条第三項の規定による検査を行ったときは、遅滞なく、別記様式第二号の二の検査結果報告書により、当該検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>（登録票の交付の經由）</p> <p>第三条の三 法第二条第三項の規定による登録票の交付は、検査所を經由して行うものとする。</p> <p>（地位を承継した者の届出手続）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出は、検査所を經由して行うことができる。</p> <p>3 法第五条の二第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、検査所を經由して行うものとする。</p>

(登録を受けた者の届出手続等)

第五条 (略)

2~4 (略)

5 第一項又は第二項の申請書の提出は、センターを経由して行うことができる。

6 法第六条第二項の規定による登録票の書替交付及び同条第三項の規定による登録票の再交付は、センターを経由して行うものとする。

(センターの職員の身分を示す証明書の様式)

第十条の三 法第十三条の二第四項(法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定によるセンターの職員の証明書は、別記様式第九号の二とする。

様式第2号の2 (第3条の2関係)

農薬検査報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

農薬取締法施行規則第3条の2第3項(第6条第3項において準用する同規則第3条の2第3項)の規定に基づき下記のとおり農薬の見本についての検査の結果を報告します。

記

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	申請者の氏名(法人の場合にあつて)	検査結果	備考
------	-------	-------	-------------------	------	----

(登録を受けた者の届出手続等)

第五条 (略)

2~4 (略)

5 第一項又は第二項の申請書の提出は、検査所を経由して行うことができる。

6 法第六条第二項の規定による登録票の書替交付及び同条第三項の規定による登録票の再交付は、検査所を経由して行うものとする。

(検査所の職員の身分を示す証明書の様式)

第十条の三 法第十三条の二第四項(法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による検査所の職員の証明書は、別記様式第九号の二とする。

様式第2号の2 (第3条の2関係)

農薬検査報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人農薬検査所理事長 印

農薬取締法施行規則第3条の2第3項(第6条第3項において準用する同法施行規則第3条の2第3項)の規定に基づき下記のとおり農薬の見本についての検査の結果を報告します。

記

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	申請者の氏名(法人の場合にあつて)	検査結果	備考
------	-------	-------	-------------------	------	----

			は、その名称及び 代表者の氏名)		

(日本工業規格 A 4)

備考 1～3 (略)

様式第 9 号の 2 (第 10 条の 3 関係)  
(表面)

第 号 年 月 日 交付

農薬取締法の規定により  
立入検査等をする職員の  
証明書

独立行政法人農林水産消費安全  
技術センター理事長 印



写 真

職名 氏名

生年月日 年 月 日

(裏面)

農薬取締法抜すい  
(報告及び検査)

			は、その名称及び 代表者の氏名)		

(日本工業規格 A 4)

備考 1～3 (略)

様式第 9 号の 2 (第 10 条の 3 関係)  
(表面)

第 号 年 月 日 交付

農薬取締法の規定により  
立入検査等をする職員の  
証明書

独立行政法人農薬検査所  
理事長 印



写 真

職名 氏名

生年月日 年 月 日

(裏面)

農薬取締法抜すい  
(報告及び検査)

第13条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第2条第1項、第3条第1項、第6条の2第3項、第6条の3第1項、第6条の4第1項、第7条、第9条第1項及び第2項、第9条の2、第10条の2、第10条の4、第11条、第12条第3項、第12条の2第1項並びに第14条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2～4 (略)

(センターによる検査)

第13条の2 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 (略)

4 第1項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をするセンターの職員

第13条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第2条第1項、第3条第1項、第6条の2第3項、第6条の3第1項、第6条の4第1項、第7条、第9条第1項及び第2項、第9条の2、第10条の2、第10条の4、第11条、第12条第3項、第12条の2第1項並びに第14条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2～4 (略)

(検査所による検査)

第13条の2 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により検査所に集取又は立入検査を行わせる場合には、検査所に対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 (略)

4 第1項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をする検査所の職員

員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第15条の3 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センサーに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 第13条第4項の規定は第1項の規定による立入検査について、第13条の2第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第13条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第13条の2第1項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第15条の3第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 (略)

は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第15条の3 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 第13条第4項の規定は第1項の規定による立入検査について、第13条の2第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第13条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第13条の2第1項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第15条の3第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 (略)